

◎群馬県告示第２３３号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の１７第１項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「令」という。）第１３条の２に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和７年１０月３１日

群馬県知事 山 本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
７４	桐生市新里町新川字熊野２９８１番１の一部、３０４０番の一部、３０４０番２の一部、３０４１番１の一部、３０４１番４の一部及び３０４１番５の一部	令第１３条の２第１号に規定する埋立地の区域